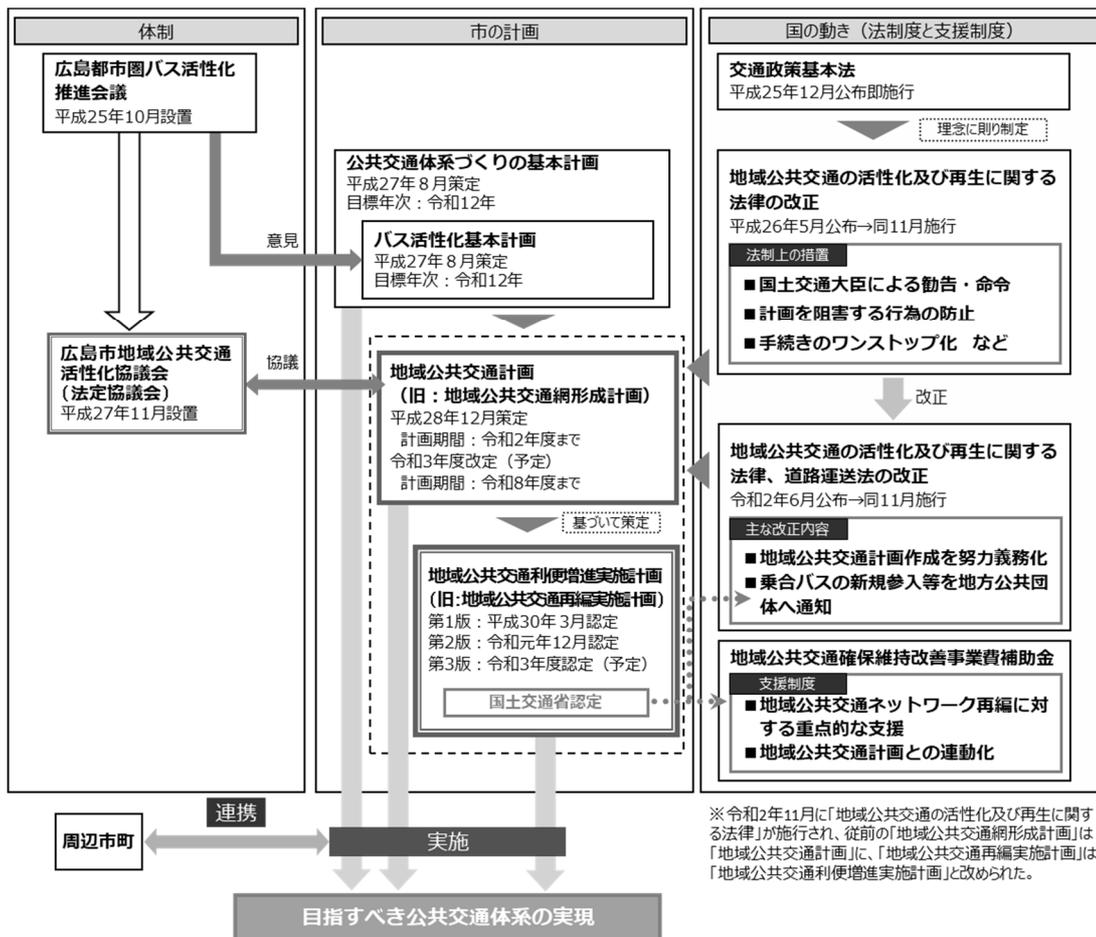


公共交通ネットワークの再構築に向けた取組

1 これまでの経緯

都心と拠点地区に多様な都市機能を集約し、公共交通等で連携した「集約型都市構造」を形成する上では、JRやアストラムライン、路面電車、バスなど公共交通の充実・強化が重要です。

こうしたことから、広島市では、平成 27 年 8 月に「公共交通体系づくりの基本計画」及び「バス活性化基本計画」、平成 28 年 12 月に「地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）」を策定しました。



2 取組状況

地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの再構築に取り組んでいます。このうち、バスについては、都心部における競合・過密化の解消を図り、それにより生じた余剰のバスを新たな路線などに振り向けるとともに、郊外部等では、路線のフィーダー化や需要に応じた運行形態の見直しなどの再編に取り組むことにしています。

こうした考えの下、「地域公共交通利便増進実施計画（旧：地域公共交通再編実施計画）」の最初の取組として、多くの路線が集中し、過密化している都心部を対象とした利便増進実施計画（第 1 版）について、平成 30 年 3 月に国土交通省の認定を受け、同年 5 月から都心循環線「エキまちループ」の運行を開始しました。

これに続き、デルタ内の主要な施設を循環する「まちのわループ」と、広島駅と広島港を新たなルートで結ぶ「広島みなと新線」について、利便増進実施計画（第 2 版）として取りまとめ、令和元年 12 月に国土交通省の認定を受け、令和 2 年 1 月から運行を開始したところです。

このほか、目指すべき公共交通体系の実現に向け、交通結節点の整備や利用環境の向上など、様々な機能強化策に取り組んでいます。

3 今後の進め方

本年11月、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するため、「改正地域公共交通活性化再生法」等が施行されたことなどを踏まえ、本市が目指す「利用者にとってわかりやすく使いやすい持続可能な公共交通体系の構築」に向け、「地域公共交通計画」の改定に取り組みます。

「地域公共交通計画」の改定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等により本協議会の開催時期が遅れたことや、第8回協議会において、法改正による新たな制度のもと、新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に見極めながら、本協議会でしっかり議論をすることについてご意見をいただいたことなどを踏まえ、令和2年度までとなっている計画期間を令和3年度まで1年間延長し、議論を深めていきたいと考えています。

「地域公共交通利便増進実施計画（第3版）」については、北部バス路線においてフィーダー化を行うとともに、等間隔運行などの地域公共交通計画を実現するための公共交通ネットワークを再構築する取組を、具体化したものから順次計画に追加していきます。

